

ご家族様（扶養者様）への施設利用の留意事項案内

- ・ 面会は、**午前8時～午後7時**までとなっております。面会時には、必ず1階受付に立ち寄り、面会カードの記入をお願い致します。
- ・ 面会時に生物（果実、饅頭）などの持込は、感染症及び食中毒の原因にもなりますので控えてください。持ち込まれた方は、その場で食べていただき、残ったものは必ず持ち帰ってください。 糖尿病などで食事制限のある方は、食べ物の差し入れはご遠慮ください。食べ物は、施設側でお預かりすることもできません。面会に来所されるご親族方々にもお伝えください。
- ・ 衣類、持ち物には、必ず氏名の記入をお願いします。金銭、その他貴重品（指輪・腕時計など）は、できる限り持ち込まないようにしてください。ただし、保護者の承諾のもと自己管理していただきますが、紛失、破損等、施設側は責任を負えません。施設側にてお預かりすることもできません。
- ・ 洗濯について、ご家族様にて洗濯をされる方は、洗濯かごとビニール袋をご用意ください。洗濯物は、ビニール袋に入れ、かごに入れさせていただきます。週2～3回は、来所していただき洗濯物の入れ替えをお願いします。
- ・ 季節の変わり目には、衣類の入れ替えをお願いします。衣類は、居室のタンスにて管理できる量でお願いします。衣類には必ず氏名の記入をお願いします。施設洗濯の方は、新たに衣類を追加する際は、スタッフにお知らせください。
- ・ 介護保険等の申請の代行は行っておりません。介護保険者証、介護保険負担限度額認定書の更新申請は、ご家族、保護者様で申請して頂きますようお願い致します。更新申請後に、新しい介護保険証又は、介護保険負担限度額認定書が届きましたら、必ず施設にご提出くださいますようお願い致します。提出のない方は、保険適用がされない場合がありますので、ご注意ください。
- ・ 介護保険施設サービスに係る医療費控除については、介護給付費、食費、居住費（特別な食費、居住費は除く）は、医療費控除の対象になります。確定申告時の医療費控除の申請に、毎月の領収書が必要となりますので大切に保管ください。領収書の再発行はできませんので、ご了承ください。
- ・ 利用者の病状、状態の説明など重要な事柄については、個人情報保護法の関係で扶養者以外の方（ご親族であっても）には、お教えすることができません。
扶養者以外への説明には扶養者の同席などの明確な許可が必要となります。
- ・ 外泊、外出は在宅復帰へ向けての重要なリハビリとなりますので、ご利用者の外泊、外出を推奨しております。その際は施設医の許可が必要となります。（外泊は月6日間まで）外泊、外出の希望がある方は、3日前までに各ユニットのステーションに外泊外出届けを提出してください。当日の外出、外泊の申し出は、許可できない場合もあります。
外泊外出届け提出時に印鑑が必要です。

- ・ 居室について、基本的に居室移動はありませんが、本人の状態によっては、居室移動をお願いすることもあります。
- ・ 入所中の他科受診（眼科、歯科等）については、施設医師の医学的判断により必要と認める場合に他の医療機関への受診が可能です。他の医療機関への受診は、必ずご相談ください。他科への通院介助は、保護者様でお願い致します。
- ・ ケアプラン（介護計画）、栄養マネジメント（栄養ケア計画）、リハビリテーションマネジメント（リハビリテーション実施計画）の内容については、利用者様又は保護者様に説明し同意を得ることになっております。各担当者より説明等の面談を行います。日時の調整に、ご協力くださいますようお願い致します。
- ・ リハビリテーションについて
介護老人保健施設におけるリハビリテーションは、単に作業療法士、理学療法士、又は言語聴覚士が提供する機能回復訓練だけでなく、利用者様の日常生活上の生活行為への働きかけである介護サービスもリハビリテーションの一部と考えます。潜在する能力を最大限に発揮させ日常生活活動の向上、悪化の防止の為に、介護職、看護師、医師等の他職種協働によりサービスを提供いたします。
- ・ 入浴について、当施設では、週3回の入浴を提供しています。本人の状態によっては清拭での対応となります。
- ・ 衛生管理上、週1回、シーツ交換を行います。（シーツ交換時に、ソフトシーツも交換します。）
- ・ 理美容は、月1回の予定で行っております。利用者又は保護者からの希望にて散髪させていただきます。各ユニットステーションにて、ご予約くださいますようお願い致します。
- ・ 利用者の売店のご利用は、**掛買い**での利用になります。毎月の利用限度額の設定は可能です。スタッフにご相談ください。
- ・ 退所予定、退所希望ありましたら、わかり次第お知らせください。
- ・ **職員へのお礼、心付けは、固くお断りいたします。**
- ・ 当施設の提供する介護保険施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当窓口の下記の各責任者、又は3階スタッフセンターの横に設置してあります「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

看護責任者 看護師長 二井

介護責任者 介護主任 三宅、介護副主任 吉田

総合相談窓口 支援相談員 西村、介護支援専門員 西田、伊藤

TEL 0594-23-6811 FAX 0594-23-5893

その他、施設利用につきまして、ご不明な点がございましたら、
相談員の西村まで、お問い合わせください。

介護老人保健施設 ことぶき